

令和5年12月27日
世田谷保健所
健康推進課

世田谷区出産・子育て応援事業の実施状況について

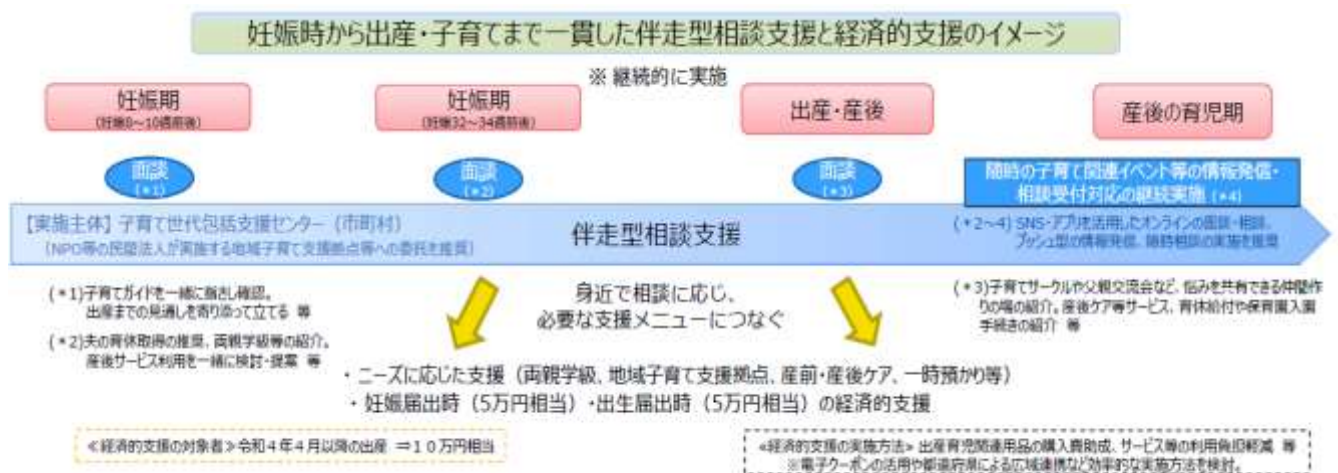
1 主旨

区では、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、区・医療・地域が連携しながら、相談や子育て支援等に取り組み、顔が見えるネットワークの中で「世田谷版ネウボラ」を展開してきた。

国は、妊娠届出時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金）を創設し、継続的に実施することとした。

今後子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえ、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、国のしくみを十分に活用しながら、区として実施する出産・子育て応援事業について状況を報告する。

2 国の全体スキーム



3 令和5年度 区における事業の実施内容

(1) 伴走型相談支援

① 面談実施のタイミング

- ・ 妊娠届出時、及び、出生届出から乳児家庭全戸訪問まで
- ・ 妊娠8か月時アンケート・面談（面談は希望者のみ）【新規】

② 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる。
- ・ オンライン面談を含め、原則、対面方式で実施する。

③ 妊娠8か月時アンケート・面談【新規】

- ・妊娠7か月頃の妊婦に対し、アンケートを送付する。(任意回答)
- ・面談希望の方に対しては、妊娠8か月時に、面談を実施している。
- ・アンケートの回答内容により、支援が必要と判断された妊婦に対しても、母子保健・児童福祉所管が連携のもと、区から連絡し、必要に応じ、面談を実施している。

【実施実績(概要)】

- ・発送数：3,476件
- ・回答数・回答率：1,873件・54%
- ・結果に係る関係各課への振り分け数
：健康づくり課：970件、子ども家庭課：507件、子ども家庭支援課：396件
- ・妊娠8か月時面談、電話相談件数：面談131件、電話相談565件
- ・妊娠8か月時面談、電話相談実施率：72%

(2) 経済的支援

妊娠届出時から出産後までに面談(伴走型相談支援)を受けた者に対して、妊娠届出・出生届出のタイミングで、出産・子育て応援ギフトの支給による経済的支援を実施している。※区は、令和5年度の経済的支援については、東京都事業を活用した形で実施。

① 東京都事業の概要(抜粋)

- ア) 国の「出産・子育て応援交付金」を活用して、「東京都出産・子育て応援事業」の広域連携による経済的支援を実施し、子育て支援の充実を図る。
- イ) 出生後に10万円相当のカタログギフトを支給する「東京都出産応援事業(令和4年度までの実施)」を「東京都出産・子育て応援事業(令和5年度から実施)」として再構築する。
- ウ) 再構築に伴い「東京都出産応援事業」の10万円相当について、出産後の経済的支援(子育て応援ギフト)として5万円相当を追加、1歳前後(または2歳前後)の子育て家庭への経済的支援(バースデーサポート)として5万円相当を追加補助する。

② 区の対応

- ・令和5年度以降に妊娠届出をした妊婦に対しては、妊娠時の経済的支援(出産応援ギフト)として、5万円相当のギフトカード(※)を支給している。
- ・令和5年度以降に出生した子どもを養育する家庭に対しては、出産後の経済的支援(子育て応援ギフト)として、区の5万円相当と都の5万円相当を合わせて、計10万円相当のギフトカード(※)を支給している。

※ 子育て関連用品等を選択して受け取ることできる都ギフトカードにより支給。

【ギフトカード支給実績】 ※令和5年12月18日(月)時点

	発送件数	発送済ギフトカード合計金額(相当額)
出産応援ギフト	2,761	138,050千円
子育て応援ギフト	2,666	269,700千円 ※双子31件含む

【令和4年度～令和5年度 区における経済的支援の全体像】

世田谷区出産・子育て応援ギフトの内容

…組み合わせ例

	令和4年4月～令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月以降
 妊娠届出 (届出日)	C 【現金】 5万円 (アンケート後)	A 【現金】 5万円 (面談後)	E 【ギフトカード等】 5万円相当 (面談後)
 出産 (出生日)	D 【現金】 10万円 (アンケート後)	B 【現金】 5万円 (面談後)	F 【ギフトカード等】 10万円相当 (面談後)




※その他組み合わせ例 令和4年4月から令和5年2月までの間に妊娠届出をして、令和5年4月以降に出産した場合 ⇒ C+F

【令和5年度変更箇所】

区の5万円相当と都の5万円相当を合わせて、計10万円相当のギフトカード等を支給

【(参考)「東京都出産・子育て応援事業」と「とうきょうママパパ応援事業」の全体像】

東京都事業の再構築に伴い、出産等のタイミングによって支給相当額に変更はあるものの、全体として22万円相当の支援を継続している。

	令和4年度に出産した場合	令和5年度に出産した場合
妊娠届出 (届出日) 	都【ママパパ応援事業】 1万円 (子育て利用券)	都【ママパパ応援事業】 1万円 (子育て利用券)
出産 (出生日) 	区【出産応援ギフト】 5万円 (現金)	区【出産応援ギフト】 5万円相当 (現金または都ギフトカード)
	区【子育て応援ギフト】 5万円 (現金)	ギフトカード 10万円相当 (1枚)
1歳・2歳前後 (誕生日) 	都【東京都出産応援事業】 10万円相当 (都ギフトカード)	区【子育て応援ギフト】 5万円相当 (都ギフトカード)
	都【東京都出産・子育て応援事業】 5万円相当 (都ギフトカード)	都【ママパパ応援事業(パースデーサポート)】 1 + 5万円相当を増額 (令和6年4月前後から支出することになる)
	(令和5年度) 1歳・2歳前後の誕生日を迎えるタイミング 都【ママパパ応援事業(パースデーサポート)】 1万円相当 (電子マネー)	(令和6年度) 1歳・2歳前後の誕生日を迎えるタイミング 都【ママパパ応援事業(パースデーサポート)】 1 + 5万円相当を増額 (令和6年4月前後から支出することになる)
	合計 22万円相当	合計 22万円相当

※出産後の子育て応援ギフトとして5万円相当を追加するための予算について、東京都予算により対応する。
(現・東京都出産応援事業と同様)